

今号の主な記事

- ◇還付金詐欺にご注意……………2面
- ◇災害への備え……………4面
- ◇プラス・フェスティバルのファンファーレを募集……………7面
- ◇保健だより……………8面

市の施設を活用して市民が社会福祉法人を設立し、東山ほほ保育園を運営。地域に見守られて、元気いっぱいに育つ子どもたち



地域の課題を発見し 市民と市が共に取り組む

「西宮市参画と協働の推進に関する条例」制定

市は「市民と手を携えて進めるまちづくり」を市政運営の基本に掲げています。より暮らしやすく豊かなまちをつくるには、市民の皆さんと共に進めていくことが何よりも大切です。

そこで、このような取り組みをより一層充実させていくためのルール「西宮市参画と協働の推進に関する条例」を平成20年7月に定めました。21年4月1日からこの条例を全面施行します。

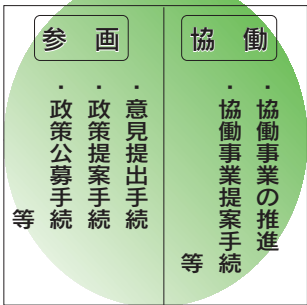
市は市民の皆さんからの意見等をしっかりと考慮し、よりよい方法を考えてまちづくりを進めていきます。一人ひとりがまちづくりに関わり、よりよいまちを一緒につくっていきましょう。

問合せは参画・協働推進グループ(0798・35・3764)へ。



公園や街路、学校等に市民と協働で花の植栽に取り組む地域の緑化活動

条例の概要図



条例制定の意義

市では、これまで多くの人がボランティアとして地域活動に参加しています。また、市との協働による地域課題の解決に向けた積極的な活動も始まっています。

地域で生活する皆さんが地域の様々な課題を発見し、解決のために考え、積極的に発言し、市と共に協力してよりよいまちを実現していく。こうしたことが、市民の皆さんの西宮への思いを生かしたまちづくりを進めることには必要不可欠なものでしょう。

平成12年4月に「地方分権一括法」(※)が施行される等、地方分権が進展し、地域の実情を

踏まえた自主・自立のまちづくりを行うことが、今後一層重要になっていきます。市は、これまで行ってきた意見提出手続(パブリックコメント)や審議会への公募委員の導入等の取り組み以外にも参画と協働の手法を盛り込んだこの条例によって、一体的、体系的に「参画と協働のまちづくり」を進める必要があると考えています。

条例の概要

この条例は大きく「参画」と「協働」で構成されています(条例の概要図参照)。「参画」は、市政への意見提出手続(パブリックコメント)、市政の基本的な計画等に提案する政策提案手続や、市民が市政に政策等の提案を求める政策公募手続等を規定しています。

また「協働」は、まちづくりを進めていくうえで市民と市が対等な立場で信頼しあい、共に行動するといふもので、協働事業の推進や、市に協働事業を提案する協働事業提案手続を規定しています。

条例制定への取り組み

市は18年1月に参画と協働に関する講演会を開催したのを始め、2月には市内各地域で意見交換会を開催、そして6月には33人の市民公募による市民会議形式の策定委員会を設置して、条例制定のための提言書の作成に取り組みいただきました。

また、19年11月に策定委員会から提出された提言書を参考に、地域で活動されている団

市長からのメッセージ



知 山田 一貫 市長 私は平成12年11月に市長に就任以来、「市民と市が手を携える市政へ」を基本として「まちかどトーク」をはじめとする「まちかど三つの出会い」事業や「意見提出手続(パブリックコメント)」に取り組む等、参画と協働のまちづくりを進めてきました。

地方分権が進む今日、行政のほか、市民、事業者、NPOといった多様な主体が行政サービスを共に考え、共に担うことが今後ますます必要になってきます。こうしたことを進めることで、市民のニーズを的確に把握した満足度の高い市政運営を行うことが可能になると考えています。また、本市は本年4月から中核市として、多くの事務権限の移譲を受けていますが、この権限を充分に活用し、質の高いサービスを提供するうえでも、参画と協働の取り組みは、欠かすことのできないものと考えています。市民の皆さんが、この条例を積極的に活用され、共によりよい市政を目指していけることを期待しています。

推計人口 47万8557人(女25万1716人、男22万6841人) 世帯数 20万2607 面積 100.18km<sup>2</sup> 平成20年(2008年)8月1日現在